

非損傷時復原性要件に関する事項

改正規則等

鋼船規則 U 編
海洋汚染防止のための構造及び設備規則
鋼船規則検査要領 B 編, U 編及び R 編
高速船規則検査要領

改正事項

非損傷時復原性要件に関する事項

改正理由

2008 年 12 月に開催された第 85 回海上安全委員会 (MSC 85) において, 非損傷時復原性コード (IS コード/決議 MSC.267(85)) 及びこれを強制化する SOLAS 条約第 II-1 章の改正 (決議 MSC.269(85)) が採択され, 2010 年 7 月 1 日に発効し, 同日以降に建造される船舶に適用される予定となっている。

国内においては 2008 年 10 月 29 日付国海安第 117 号の 2 にて公布された関連省令の一部改正及び 2008 年 12 月 25 日付国海安第 161 号にて公布された関連検査心得の一部改正により, 決議 MSC.267(85)及び決議 MSC.269(85)の要件が先行して取り入れられ, 2009 年 1 月 1 日に発効している。

今般, 上記省令等の改正に基づき, 日本籍船舶用規則等の非損傷時復原性に関する規定を改めた。

なお, 外国籍船舶用規則等については, 後日, 別に改正を行う予定としている。

改正内容

- (1) 貨物船及び漁船について, 非損傷時復原性要件の適用対象を改めた。
- (2) 貨物船及び漁船について, 24m 未満の船舶に対する要件を規定した。
- (3) 貨物船及び漁船について, 特殊な船舶に対する要件を規定した。
- (4) 漁船について, 非損傷時復原性要件を改めた。
- (5) 貨物船及び漁船について, 復原性計算の際の浮力の算入範囲を改めた。
- (6) 貨物船及び漁船について, 玄端没水角の規定を改めた。